

第 5 7 期 貸 借 対 照 表

(2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 現 在)

住化ロジスティクス株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【 資 産 の 部 】	【7,033,317】	【 負 債 の 部 】	【4,189,118】
(流 動 資 産)	(3,230,457)	(流 動 負 債)	(2,818,495)
現金及び預金	49,155	営業未払金	1,113
受取手形	557	設備関係未払金	316,900
営業未収入金	2,208,043	未払金	206,109
貯蔵品	27,166	未払費用	188,040
前払費用	67,777	未払外注費用	1,425,118
預け金	790,000	未払法人税等	43,735
短期貸付金	61,200	未払消費税等	77,142
未収入金	71,928	前受金	66
その他	15,831	預り金	18,109
貸倒引当金	△61,200	賞与引当金	541,006
		前受収益	1,155
(固 定 資 産)	(3,802,860)	(固 定 負 債)	(1,370,624)
有形固定資産	2,163,107	退職給付引当金	1,361,967
建物	990,849	長期預り金	8,657
構築物	93,644		
機械装置	54,294	【 純 資 産 の 部 】	【2,844,199】
車両運搬具	412,791	[株 主 資 本]	[2,844,208]
工具器具備品	75,896	(資 本 金)	(50,000)
土地	493,590	(資 本 剰 余 金)	(1,265,317)
建設仮勘定	42,042	その他資本剰余金	1,265,317
無形固定資産	577,186	(利 益 剰 余 金)	(1,528,891)
ソフトウェア	568,825	利益準備金	12,500
ソフトウェア仮勘定	7,919	その他利益剰余金	1,516,391
その他	442	繰越利益剰余金	1,516,391
投資その他の資産	1,062,567	(うち当期純利益)	425,366
投資有価証券	60,944	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[△9]
関係会社株式	35,201	(其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(△9)
出資金	11,530		
長期前払費用	7,737		
繰延税金資産	679,390		
その他	267,765		
合 計	7,033,317	合 計	7,033,317

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - ①子会社株式および関連会社株式・・・原価法（移動平均法）
 - ②その他有価証券 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理している)
 - 時価のないもの・・・原価法（移動平均法）
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）
 - (2)無形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2)賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担する支払見込額を計上している。
 - (3)退職給付引当金
従業員の将来の退職給付に備えるため、年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上している。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結納税制度の適用：連結納税制度を適用している。
5. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
6. 会計方針の変更に関する注記
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(その他の注記)

会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略している。

以上